

2026年5月7日

株主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
新日本電工株式会社
代表取締役社長 青木 泰

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 普通株式 91,800株
2. 処分する株式の払込価額 1株につき金422円
※ 2026年4月24日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値
3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 2026年4月27日付けの当社の取締役会の決議に基づき、当社の社外取締役を除く取締役5名、取締役を兼務しない執行役員8名及び参与3名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金38,739,600円（処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金422円）を現物出資の目的とする。
4. 処分期日 2026年5月25日
5. 処分方法 各対象者から引受けの申込みがされることを条件として以下の要領により、特定譲渡制限付株式を割り当てる。
当社の取締役（社外取締役を除く） 5名 44,700株
当社の執行役員 8名 39,000株
当社の参与 3名 8,100株

以上